

合理的配慮として、読み書きが困難な児童生徒に他の児童生徒と異なるタブレットPCの使用方法を認めているのですが、このような配慮をいつまでも続けていてよいのでしょうか？やめるタイミングとその見極めは、どのようにすればよいのでしょうか？

## ▶どんな意見が出されましたか？



学習上必要であれば、そのまま使い続けられればいいと思います。

紙や鉛筆のように文房具として使い続けられればいいと思います。



卒業と同時に、タブレットPCも卒業でいいと思います。

他校の教育方針もありますし、引継ぎも大変なので…。



本人や保護者と確認して、今後どうするかを決めたらいいと思います。

合理的配慮についても評価をすることが大切です。



## ▶ワンポイント解説



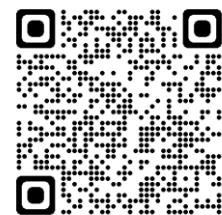
- 小・中・高等学校の学習指導要領解説（総則編）には、特別な配慮を必要とする児童生徒への指導の配慮点が書かれていますので、この機会に確認しましょう。

【補足資料1-4】

- 合理的配慮は、定期的に教育相談や個別の教育支援計画に基づく関係者による会議等を行う中で効果を評価し、継続か、見直しか、を検討していきましょう。

（参考） 中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm)



- 高等学校入学者選抜における受検上の配慮について、例えば、別室でタブレットPCのワープロ機能を使用して回答を行ったという配慮の例も示されています。

【補足資料2-4】

- 対象となる児童生徒の教育的ニーズを整理する際、最も大切にしなければならないことは、子供の自立と社会参加を見据え、その時点でその子供に最も必要な教育を提供することです。3つの観点（①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）を踏まえて整理してみましょう。

（参考） 文部科学省「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」P.286

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1340250\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm)



- 合理的配慮は、「共生社会」を形成していくための重要な手立ての一つです。障害のある児童生徒などが主体的に自分の力を発揮していけるように、本人の気持ちを確かめながら一緒に考えていきましょう。